

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 5. 2 第 196 回国会第 15 号

5 月 2 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 63 号）

- ・加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣、牧原厚生労働副大臣、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

大岡敏孝君（自民）

- ・本法律案における同一労働同一賃金は、①同じ企業内の正規・非正規の格差、②企業間・官民間の格差、③地域間の格差のうち、どれを是正対象としているのか。
- ・中小企業の事業主が本法律案の趣旨を理解し対応できるようにするための厚生労働省の取組を伺いたい。
- ・本法律案において、政府が定める労働施策の基本方針の意義及び盛り込むべき内容について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

木村弥生君（自民）

- ・時間外労働の上限規制については月 45 時間、年 360 時間が原則であり、月 100 時間が限度となるのは特別な事情がある場合に限られることを周知徹底すべきではないか。
- ・看護師の勤務間インターバルの適正確保のためには、昼と夜の勤務が不規則である看護師の特殊な勤務形態を考慮する必要があるのではないか。
- ・国会待機による時間外労働の縮減等、国家公務員の働き方改革も進めていくべきではないか。

中野洋昌君（公明）

- ・本法律案による時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度の創設、同一労働同一賃金のそれぞれの意義について、厚生労働大臣の説明を伺いたい。
- ・ワークライフバランスを実現するため、本法律案によりどのように有給休暇の取得が促進されるのか。
- ・裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の適用に際しての長時間労働が懸念されているが、本法律案で労働時間の状況の把握が義務付けられることにより、長時間労働はどのように抑止されることになるのか。

浦野靖人君（維新）

- ・労働者数が 50 人未満の事業場において、産業医の選任が努力義務となっているのは、中小企業の経営への配慮のためという理解でよいか。
- ・自動車運転業務における過労死防止対策においては、厚生労働省以外の関係省庁や荷主等の協力も必要ではないか。
- ・現状でも 36 協定を締結せずに労働者に時間外労働をさせている事業場が多い中、本法律案の内容をどのように周知徹底していくのか。